

公 示 日 : 2022 年 8 月 31 日 (水)

調達管理番号 : 22a00488

国 名 : フィリピン

担 当 部 署 : 社会基盤部 都市・地域開発グループ 第一チーム

調 達 件 名 : フィリピン国メトロダバオ圏包括的・持続的都市開発マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査(地域開発・都市計画)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 地域開発・都市計画
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 10 月中旬から 2022 年 12 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.00 人月、国内 0.30 人月、合計 1.30 人月
- (3) 業務日数 : 準備期間 3 日 現地業務期間 30 日 整理期間 3 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 9 月 14 日(水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 ◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】

メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

◇ 評価結果の通知：2022年9月28日（水）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	地域開発、都市計画に係る各種調査
対象国及び類似地域	フィリピン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ダバオ市、タグム市、パナボ市、サマル市、ディゴス市、カルメン町、サンタクルス町から成るメトロダバオ圏（人口 277 万人（2020 年）、面積 3,932km²）はフィリピン第三の大都市圏である。その中心であるダバオ市（人口 163 万人（2015 年）、面積 2,440km²）に牽引された人口及び土地需要の増加により、今後 10 年で圏内の急速な都市化が予想されている。人口増加、廃棄物管理、上下水道整備、交通管理などの面で都市問題が懸念され、メトロダバオ圏の今後の望ましい開発を見据え、長期的に地域開発を進めていくための計画策定が必要となっている。そのため、2020 年 2 月、ダバオ市長が議長を務める Metropolitan Davao

Development Coordinating Committee（以下、「MDDCC」とする）は、2022年から2045年を対象とする「メトロダバオ圏包括的・持続的都市開発マスタープラン」（以下、「本マスタープラン」とする）を策定することを承認し、また2022年4月にメトロダバオ開発庁（Metropolitan Davao Development Authority（以下、「MDDA」とする））設置法が採択されている。

JICAは、2016年～2018年にフィリピン国家経済開発庁（National Economic and Development Authority、以下「NEDA」とする）及びダバオ市を対象に「ダバオ市インフラ開発計画策定・管理能力向上プロジェクト」（Infrastructure Modernization for Davao、（以下、「IM4Davao」とする））を実施し、関係機関の能力向上とともに、道路と道路交通管理、公共交通、ゲートウェイ、上水供給、下水管理、固形廃棄物、産業開発支援から成る2022年～2045年の開発事業リストを含む都市インフラ開発計画を策定した。現在、同事業リスト上の短期プロジェクトに位置付けられたダバオ市バイパス道路建設、ダバオ市沿岸道路建設、バス近代化、洪水対策マスタープラン、下水道整備調査等の事業が進行中である。NEDA及びMDDCCはIM4Davaoを高く評価しており、開発戦略をメトロダバオ圏に拡大し本マスタープランを策定することを期待し、我が国に対し、「メトロダバオ圏包括的・持続的都市開発マスタープラン策定プロジェクト（以下、「本プロジェクト」とする）」に係る協力を要請した。

要請書内では、特に以下4つの分野におけるメトロダバオ圏の包括的で持続可能な都市開発を目指し、本マスタープランを策定することを想定している他、対象地域の高度産業化、国際競争力強化、近代的かつ効率的なインフラの提供、気候変動に対する耐久性、人材の高度化等を重視した都市圏開発を図りたい旨の説明がある。

- 土地利用計画
- 農業エコツーリズムと都市緑化
- ダバオ湾沿岸資源管理
- 都市施設の共同サービス（輸送交通、住宅、廃棄物と下水道、デジタル接続性、水とエネルギー、公共の安全、災害リスクの軽減）提供

上記を踏まえ、プロジェクト形成に必要な情報収集、分析、協議を行ったうえで、協力計画を策定する必要がある。

7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告

書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおり。

（１）国内準備期間（2022年10月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により、要請背景・内容、地域開発・都市計画（担当分野）に関する我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題について把握・整理を行う。
- ② IM4Davao 等の既存の上位計画、地域開発計画、都市開発計画について、情報収集及び分析を行う。
- ③ 既存情報に基づき、都市課題について他団員と協力し、情報収集、整理分析を行う。
- ④ 既存情報に基づき、地域開発計画・都市計画に関するステークホルダーを整理、マッピングをし、組織体制（構成、人員、予算）、能力等を事前確認したうえで、ヒアリング先を決定する。
- ⑤ プロジェクト実施にあたり、横断的に留意すべき事項（気候変動対策、貧困対策、ジェンダー、ダイバーシティ）に関する法制度、ガイドライン、取り組み等にかかる最新の情報・課題を確認する。
- ⑥ 現地調査で収集すべき情報・留意点を検討し、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。
- ⑦ 上記方針に基づき、NEDA や対象地域自治体（C/P 機関）等フィリピン側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成し JICA に提出する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。なお、質問票は JICA フィリピン事務所を通じて事前に関係機関に配付することを想定。
- ⑧ JICA 社会基盤部の対処方針会議等の打ち合わせに参加すると共に、他分野の団員と連携し、議事録を作成する。

（２）現地業務期間（2022年10月中旬～2022年11月中旬）

- ① JICA フィリピン事務所等との打合せに参加する。
- ② フィリピン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、本調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - (a) 要請背景・内容について改めて情報確認、整理を行う。

- (b) 対象地域について、改めて意向を確認する。
- (c) 要請内容に関して、想定している関係機関及び実施体制を確認する。

イ) 概況・基礎データ

- (a) 対象地域の概況（人口、気候・自然災害履歴、産業構造・主要産業、文化・経済、治安、ランドスケープ等）について情報収集を行い分析する。
- (b) 対象地域の基礎データ（地形図等の基本図面、GIS データ、各種統計、地図情報関連データ等）の整備状況を確認するとともに縮尺、更新状況を確認し本体調査で活用可能か分析する。
- (c) 他援助機関の取り組みを確認する。
- (d) 地方分権化等の動き・課題等の把握
- (e) 気候変動対策・グリーン投資への対応状況
- (f) 都市開発、都市計画、都市管理、行政サービス等における DX の導入・活用状況
- (g) 現地再委託を請け負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。

ウ) 関連組織（NEDA, MDDCC, MODA, 対象地域自治体等）

- (a) 関連各組織の地域開発・都市計画に関する所掌業務、組織体制、根拠法、部署別人数、人員のバックグラウンド、業務経験、実施能力、課題について情報収集する。
- (b) 各組織の役割分担及び調整メカニズムについて把握・分析を行う。
- (c) 各組織の地域開発・都市計画に関する予算規模、内訳について情報収集する。
- (d) 地域開発・都市計画における関連組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき、各機関の能力評価とステークホルダー分析を行う。

エ) 上位計画、既存計画

- (a) 上位計画、既存計画をアップデートする。
- (b) 上位計画、既存計画について実施状況・進捗・課題を確認する。
- (c) 対象地域の土地利用状況、市街化の状況、及び地域開発・都市開発事業について情報収集すると共に上位計画との整合性・課題を確認する。
- (d) 上位計画、既存計画の実施体制（組織、役割分担、予算、人員）について状況を確認する。

- (e) 上位計画、既存計画、土地利用計画、空間計画に関する法令・条例・規制等を確認する。
- (f) 戦略的環境アセスメント、住民合意形成にかかる関連法制度、ガイドラインの有無、適用状況、実施上課題等を確認する。
- オ) 都市課題
 - (a) 要請書にて挙げられているセクターを含め、他団員と協力し都市課題について政策、計画、土地利用、事業、都市マネジメント、公共サービスの観点等からマトリクス等を用いて情報収集・整理する。
 - (b) 整理した都市課題について、取り組みの状況を確認すると共に、エ) (a)～(c)で確認した計画との関連性・整合性を確認する。
 - (c) 各都市課題の優先度についてヒアリング等も踏まえて分析・整理する。
- カ) 民間投資、民間開発
 - (a) 地域開発・都市開発における民間投資、民間開発の計画及び事業の動向、課題について情報収集・整理する。
 - (b) 民間投資、民間開発について、関連組織、担当部署、実施体制（役割分担・予算・人員）を確認する。
 - (c) 開発計画との関連も踏まえ、民間投資、民間開発について、現状について分析する。
- キ) その他

要請に含まれている農業エコツーリズムについて、カウンターパートからのヒアリングや視察等を通じて情報収集を行い、本プロジェクトにおける扱いについて検討する。
- ④ 以下の情報を収集し、現状の把握、課題の抽出、留意事項の整理、本プロジェクトの協力方針にかかる提言の取りまとめを担当分野の観点から行う。
 - (a) 地域開発・都市計画の成果指標、根拠となるベースラインデータ、その他基礎データの所在の確認
 - (b) 本プロジェクト実施にあたり、メトロダバオ圏都市開発マスタープラン（仮称）の策定に向けた調査項目、必要な期間、留意点、調査方法、合意形成等に関する提言のとりまとめ
 - (c) 本プロジェクト実施にあたり、地域開発・都市計画とインフラ開発計画の整合性確保、マスタープラン策定後の推進に向けた取り組み、マスタープランに基づく開発を促進するうえでのインセンティブ等に関する提言のとりまとめ

- (d)本プロジェクト実施にあたり、リスクとなる事象（前提条件、外部条件、工程管理、コスト管理、総合的管理等）に関連する情報
- (e)本プロジェクト実施にあたり、横断的に留意すべき事項（気候変動対策、貧困対策、ジェンダー、ダイバーシティ）の整理、分析
- ⑤ 調査結果に基づき、JICA と政府機関との協議に同席し、担当分野の範囲からのコメント等を行うとともに議事録を作成する。
- ⑥ 調査結果に基づき、プロジェクトの協力計画案、期間、実施体制などについて、提言を取りまとめる。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果について、要旨を JICA フィリピン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2022 年 11 月下旬）

- ① 本プロジェクト実施にあたり、横断的に留意すべき事項（気候変動対策、貧困対策、ジェンダー、ダイバーシティ）をとりまとめる。
- ② 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。また、本業務従事者は、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文 3 部）

2022 年 11 月 29 日(火)までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 報酬単価
ミンダナオ地域での現地業務期間については、紛争影響国・地域における報酬単価の加算を適用します。詳しくは、上述 URL を参照ください。
- (2) 戦争特約保険料
災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html> を参照願います。
- (3) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒マニラ⇒ダバオ⇒マニラ⇒日本を標準とします。
- (4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2022 年 10 月 19 日～11 月 17 日を予定しています。
現地業務について、ミンダナオ島の滞在が想定されています。相手国側実施機関の予定等により、変更の可能性があります。
JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始する予定です。本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があることも想定されます。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括 (JICA)
 - イ) 協力企画 (JICA)
 - ウ) 地域開発・都市計画 (本コンサルタント)
 - エ) インフラ開発 (JICA が別途契約するコンサルタント)
 - ③ 便宜供与内容
JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎：あり
 - イ) 宿舎手配：あり
 - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査

期間については、職員等と同乗することとなります。）

- エ) 通 訊 備 上 : なし
- オ) 現地日程のアレンジ : JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前及び帰国後の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供 : なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

「フィリピン国 ダバオ市インフラ開発計画策定・管理能力向上プロジェクト最終報告書 要約」

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12308698.pdf>

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル : 「配付依頼 : サイバーセキュリティ関連資料」

・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は JICA 安全対策措置 (渡航措置及び行動規範) に従い、安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に

行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上